

平成20年8月11日

「燃油高騰水産業緊急対策」全国説明会の結果について

「燃油高騰水産業緊急対策」(平成20年7月28日決定の追加対策)に関する全国説明会を開催し、19年度補正予算での措置後も続く燃油価格の異常高騰に対応して追加実施する「燃油高騰水産業緊急対策」について、関係者に対し、事業内容等を説明し、意見交換を行うとともに、着実かつ効果的に実施するよう要請しました。

1 日時

平成20年7月31日(木)2:30～(1H30M)

2 場所

農林水産省7階講堂

3 出席者

都道府県漁連、都道府県担当者、全漁連、大日本水産会、水産庁ほか

4 主な質疑

【燃油費増加分に着目した実証事業の導入】

○ 漁業用A重油以外で漁業用に消費される軽油等についても、本事業による助成の対象となるのか。

← 漁業用A重油に限定はしておらず、漁業に使用される燃油であれば、軽油やガソリンなど油種を問わず対象となるようにしたいと考えている。

○ 漁業者がグループを組むというのは難しいのではないかと。

← 本事業では、5人以上の漁業者グループについて支援を行うこととしているが、地域において同一漁業を営む漁業者が少ない等特段の事情がある場合には、こうした漁業者についても本事業の対象とすることができないか、現在検討中である。

【省エネに取り組むための無利子融資制度の拡充・新設】

〔沿岸漁業改善資金(経営等改善資金)の活用〕

○ これまでも、沿岸漁業改善資金については、一定の要件を満たしていれば2回目以降の貸付けをできることになっていたが、今回の措置との関係はどうなっているのか。

← 今回の措置は、2回目以降の貸付ができる要件について、従来の要件に加え、燃料油の消費節減する場合を追加したものである。

○ 説明資料にあるようなエンジン、青色発光ダイオードなどを対象と考えているか。

← 主にエンジンが対象になるのだろうが、それ以外でも、省エネに資するものであれば複数

回の貸付けが可能となる。

【省エネルギー推進緊急対策特別事業の活用】

- 無利子の運転資金は、102億円基金事業を活用している漁業者でも活用可能か。
- ← 融資機関による審査はあるが、基本的に、他の事業に乗っているから借りられないということはない。

【燃油高騰を乗り越えるための休漁・減船等の支援】

- 資源回復計画の策定が必須となるのか。
- ← この措置は、あくまで、資源回復計画を前提としている資源回復等推進支援事業を要件改訂して実施するものなので、我が国周辺水域の魚種等にあっては、資源回復計画が策定されていることが前提となる。また、国際的な資源管理の取組がなされている魚種の場合は、この取組を資源回復計画と同等の取組とみなすことから、資源回復計画の策定は必要ない。

【流通対策のテコ入れによる漁業者手取りの確保】

- 買上げの対象となる国産魚には、加工品のちりめんなども当てはまるのか。
- ← すでに加工されているものの買取は対象となっていない。非加工魚を買い取って、それを保管する際に簡易な加工をする場合は、対象となる。
- 直接取引推進事業の対象魚種は限定があるのか。
- ← 基本的に魚種による限定はない。ただし、産地価格の最高値と最低値が3倍以上の格差のあるものという制限がある。

以 上